



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年11月25日金曜日 第2828号

◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....（原子力安全対策課）... 931
 知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 931
 障害者就業・生活支援センターの変更.....（労政雇用課雇用対策室）... 931
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....（水産課）... 932
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 932
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 932
 道路の供用開始（県道今治波方港線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 932
 道路の供用開始（県道朝倉伊予桜井停車場線）.....（ " ）... 933
 指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 933

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）... 933
 司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則.....（警察本部刑事企画課）... 934
 愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通規制課）... 934

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 935
 不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（ " ）... 935

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1299号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成28年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
環境放射線監視テレメータシステム改修業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年11月7日	富士通株式会社松山支店 愛媛県松山市永代町13番地	124,200,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第1300号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。
平成28年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定が失効する知事指定薬物の名称
 - N（2 フルオロフェニル） 2 メトキシ N（1 フェネチルピペリジン 4 イル）アセトアミド及びその塩類（通称名Ocfentaniil、A 3217）及びその塩類
 - 前号に掲げる物を含有する物。
- 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日
平成28年11月11日

○愛媛県告示第1301号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターから次のとおり事務所の所在地の変更の届出があった。

平成28年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所並びに事務所の所在地

名 称	住 所	事務所の所在地	
		変更前	変更後
社会福祉法人 わかば会	新居浜市船木甲74 1番地1	新居浜市泉池町8 -40	新居浜市政枝町2 丁目6番42号

2 変更年月日

平成28年12月1日

○愛媛県告示第1302号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年11月25日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年11月25日から12月8日まで

○愛媛県告示第1303号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年11月25日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年11月25日から12月8日まで

○愛媛県告示第1304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 平成28年11月10日から
平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第1305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

愛媛県知事 中村時広

西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年11月25日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 達 彦	西条市禎瑞175番地
"	岩 本 秀 則	西条市禎瑞311番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	安 藤 一 仁	西条市禎瑞605番地 2
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	岡 本 省 三	西条市氷見丙64番地 2
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	高 橋 豊 重	西条市朔日市615番地
"	伊 藤 富士夫	西条市氷見丙66番地 2
監 事	伊 藤 康	西条市氷見丙65番地 8
"	黒 川 治	西条市禎瑞616番地
"	井 上 一 夫	西条市禎瑞686番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 達 彦	西条市禎瑞175番地
"	岩 本 秀 則	西条市禎瑞311番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	安 藤 一 仁	西条市禎瑞605番地 2
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	岡 本 省 三	西条市氷見丙64番地 2
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	高 橋 豊 重	西条市朔日市615番地
監 事	伊 藤 康	西条市氷見丙65番地 8
"	黒 川 治	西条市禎瑞616番地
"	井 上 一 夫	西条市禎瑞686番地

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市阿方字壺丁地甲307番5から 同字甲305番4地先まで	平成28年11月25日

○愛媛県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉下甲27番1から 同市朝倉北甲529番4地先まで	平成28年11月25日

○愛媛県告示第1308号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年11月25日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成28年11月16日

3 指定道路の位置

八幡浜市保内町宮内1番耕地333番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 33.45メートル

(2) 幅員 4.00メートル

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月25日

愛媛県公安委員会委員長 増田吉利

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（警務課）</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p><u>(13) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>（犯罪被害者支援室）</p> <p>第61条 省略</p> <p>2 犯罪被害者支援室は、第26条第10号から第13号までの事務をつかさどる。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（警務課）</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>（犯罪被害者支援室）</p> <p>第61条 省略</p> <p>2 犯罪被害者支援室は、第26条第10号から第12号までの事務をつかさどる。</p> <p>3・4 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第6号

司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月25日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

司法警察員の指定に関する規則（昭和29年愛媛県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 愛媛県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 愛媛県警察本部の生活安全部（地域部門を除く。）、刑事部（鑑識、科学捜査研究及び機動捜査部門を除く。）、交通部（交通企画、交通規制及び運転免許部門を除く。）及び警備部（機動隊部門を除く。）に勤務する警視以上の警察官</p> <p>(2) 警察署（地域部門 _____ を除く。）に勤務する警視以上の警察官</p>	<p>第3条 愛媛県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 愛媛県警察本部の生活安全部（地域部門を除く。）、刑事部（鑑識、科学捜査研究及び機動捜査部門を除く。） _____ 及び警備部（機動隊部門を除く。）に勤務する警視以上の警察官</p> <p>(2) 警察署（地域及び交通部門を除く。）に勤務する警視以上の警察官</p>

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月25日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第2（第9条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 の2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11の3</td> <td><u>一般国道33号（松山外環状線）</u></td> <td><u>松山市井門町1442番1から同市余戸南二丁目1098番2まで</u></td> </tr> <tr> <td>12～122 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	路 線 名	区 間	1～11 の2 省略			11の3	<u>一般国道33号（松山外環状線）</u>	<u>松山市井門町1442番1から同市余戸南二丁目1098番2まで</u>	12～122 省略			<p>別表第2（第9条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 の2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12～122 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	路 線 名	区 間	1～11 の2 省略						12～122 省略		
番号	路 線 名	区 間																							
1～11 の2 省略																									
11の3	<u>一般国道33号（松山外環状線）</u>	<u>松山市井門町1442番1から同市余戸南二丁目1098番2まで</u>																							
12～122 省略																									
番号	路 線 名	区 間																							
1～11 の2 省略																									
12～122 省略																									

附 則

この規則は、平成28年12月10日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年11月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,187,518
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,751
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 248,440

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,106	14,702

南 宇 和 郡	19,924	6,642
松山市・上浮穴郡	439,345	139,891
今治市・越智郡	144,111	48,037
宇和島市・北宇和郡	81,207	27,069
八幡浜市・西宇和郡	39,820	13,274
新 居 浜 市	101,735	33,912
西 条 市	93,380	31,127
大洲市・喜多郡	53,212	17,738
伊 予 市	32,038	10,680
四 国 中 央 市	75,654	25,218
西 予 市	34,635	11,545
東 温 市	28,351	9,451

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
省略			省略		
医療法人平成会山内病院	省略		医療法人平成会山内病院	省略	
今治南病院	今治市四村103番地1	平成28年11月15日			
省略			省略		
2～5 省略			2～5 省略		